

佐久市災害時業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）概要版

1 策定の背景と目的

- 大規模災害発生時における市の対応は、災害対策法第42条(※1)の規定に基づき定めた「佐久市地域防災計画」(※2)に沿って、防災関係機関などと連携し災害対策業務などを遂行することとしています。
- 市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密着した市民サービスを提供していることから、市民生活に必要な不可欠なサービスを災害時においても休止することなく継続することが求められています。
- 市役所が被災し、ヒト、モノ、情報、ライフラインなどが制約を受け、行政機能が低下した状況下においても、一定の業務を的確に継続してできるよう事前の対策が必要であることから、災害時業務継続計画(※3)を策定しました。

※1 災害対策基本法第42条：市地域防災計画の作成、修正などの規定

※2 地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市が実施すべき予防、応急、復旧・復興に至る業務を総合的かつ基本的に示した計画

※3 災害時業務継続計画：BCP：Business Continuity Plan(ビジネス コンティニュイティ プラン)
Business=仕事 Continuity=継続 Plan=計画

2 災害時業務継続計画が目指す基本方針

- 非常時優先業務の実施
災害発生時に市は、市民の生命、財産を保護し、市民生活への影響を最小限にとどめることが重要であることから、非常時優先業務(※1)を定める必要がある。
- 非常時優先業務のための資源確保
非常時優先業務をするためには、発災時に確保できる資源(ヒト、モノ、情報、ライフラインなど)を最大限活用し、業務の継続と災害の早期復旧を図ることが必要である。
- 非常時優先業務のための体制確保
業務継続の確保には、災害時業務継続計画を全庁体制で運用し、継続的に改善を加えることが重要である。

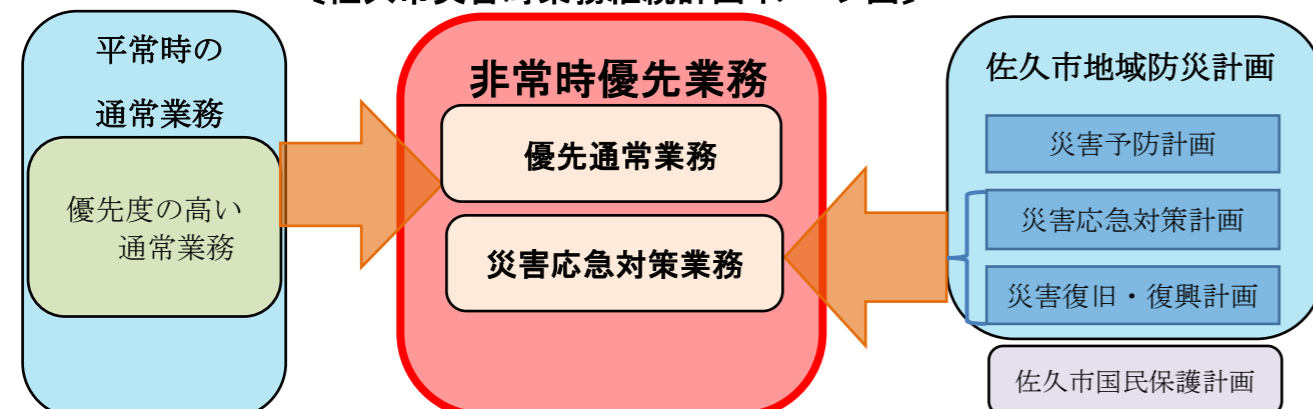
非常時優先業務 = 災害応急対策業務(※2) + 優先通常業務(※3)

※1 非常時優先業務：大規模な災害にあっても優先して実施しなければならない業務

※2 災害応急対策業務：地域防災計画の「各部及び班の事務分掌」に定められた全業務(3ページ参照)

※3 優先通常業務：災害応急対策業務以外の業務で、市の「事務処理規則、組織規則、教育委員会組織規則、教育委員会事務局処務規程」を基準として定めた業務(3ページ参照)

〔佐久市災害時業務継続計画イメージ図〕



3 災害時業務継続計画策定による効果

- 災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなり行政機能不全に陥ることが想定されます。執行体制や業務開始目標時期などを明確にしておくことで、行政機能不全に陥ることを回避することができます。

4 地域防災計画と災害時業務継続計画との違い

項目	地域防災計画	災害時業務継続計画(BCP)
策定主体	市防災会議	市
計画の趣旨	災害に関する実施すべき事項、役割を災害予防、災害応急対策、災害復旧などに分類し規定しています。	発災時の様々な制約のなかで、非常時に行わなければならない業務開始目標時期まで実施できるようにしています。
対象業務	災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を対象としています。	非常時優先業務を対象としています。
業務開始目標時間	想定していません。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定めています。

5 想定する大規模災害

■想定

市で想定される自然災害には、各種災害(風水害、震災、火山災害等)があり、特に自然災害の中で突発的に起こりうる身近な災害の一つとして地震災害があります。

県が平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査 報告書」では、県内主要活断層帯の内、6つの活断層による地震を想定し、被害状況などを公表しております。その中で最も当市に影響があるのは、「糸魚川-静岡構造線断層帯」の地震としており、その想定震度は、震度5強~6弱としています。

■主な被害想定

- ・建物被害…全壊・焼失20棟、半壊200棟(冬18時の強風時(※1))
- ・人的被害(死者)…5人未満(夏12時の強風時(※2))
- ・人的被害(負傷者)…50人(夏12時の強風時(※2))

※1 冬18時の強風時……佐久市の最大建物被害を想定している。

※2 夏12時の強風時……佐久市の最大人的被害を想定している。

6 災害時業務継続計画の重要な6要素

■災害時業務継続計画の中核となる重要6要素についてあらかじめ明記する。

- 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
市長の職務代行者を第3位まで明記及び職員の活動開始基準と参集体制を明記。
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
本庁舎が使用不能な場合の代替施設優先順位を2箇所を明記。
- 電気、水、食料等の確保
本庁舎、代替施設の電気(非常用電気)、食料等の備蓄を明記。
- 災害時における多様な通信手段の確保
市所有の通信機器概要等の状況を明記。
- 重要な行政データのバックアップ
市所有システム概要等を明記。
- 非常時優先業務の整理
非常時優先業務の全対策部の選定結果を明記。

7 非常時優先業務の選定結果集計

部名	業務種別/業務開始 目標時期	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以降	非常時 優先 業務数 合計	
全対策部 合計	優先通常 業務	業務数	79	61	30	46	46	13	275
		割合(%)	12.5	9.7	4.8	7.3	7.3	2.1	43.7
	災害応急 対策業務	業務数	211	114	27	16	10	2	380
		割合(%)	55.5	30.0	7.1	4.2	2.7	0.5	100
	合 計	業務数	290	175	57	62	56	15	655
		割合(%)	28.7	17.3	5.7	6.1	5.6	1.5	64.9

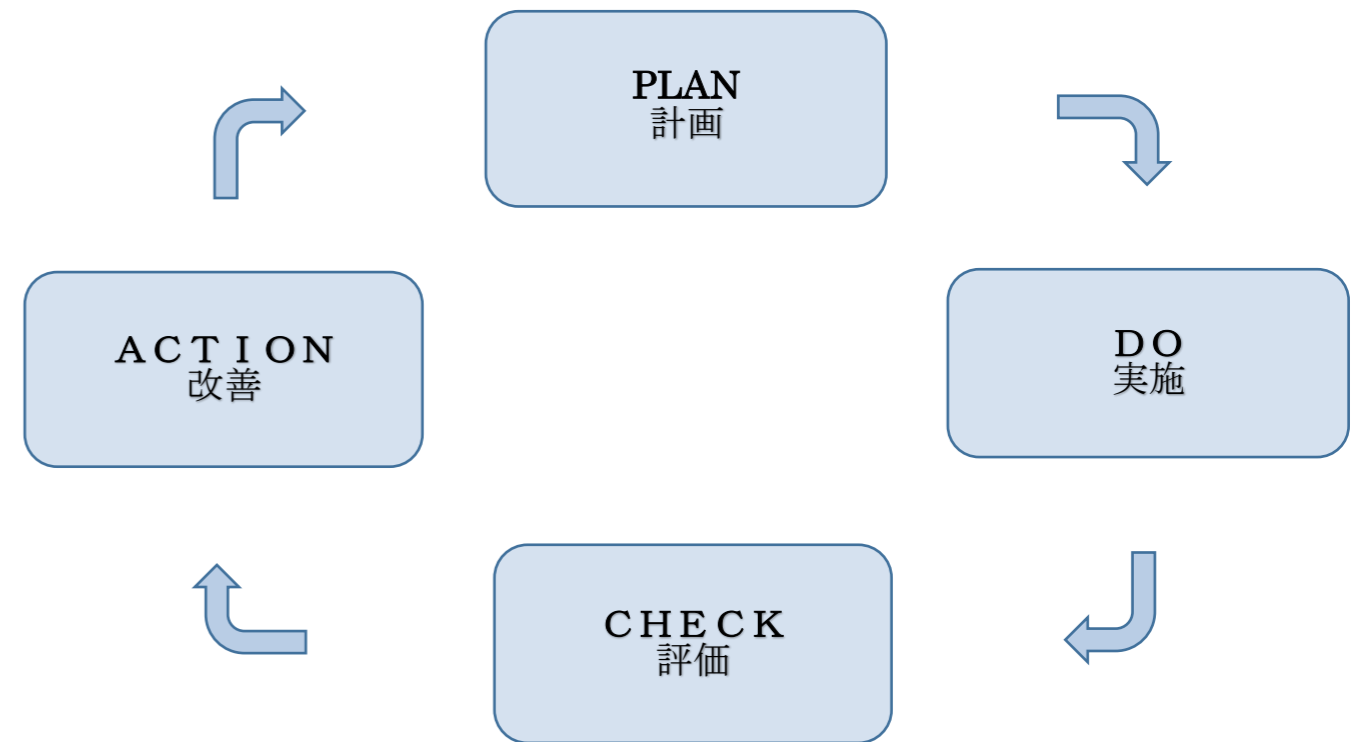
※ 平常時優先業務数は、優先通常業務では平常時業務630業務中275業務(43.7%)、災害応急対策業務では380業務中380業務(100%)、合計1,010業務中655業務(64.9%)となっています。

8 災害時業務継続計画の発動・解除

■対象となる危機状況は、風水害、震災、火山災害などの自然災害及び新型インフルエンザや武力攻撃などが発生した場合に本計画を発動し、災害応急対策が概ね完了した場合と災害対策本部長が認めたとき、本計画の実施を解除とします。

9 災害時業務継続計画の継続的改善

■災害時業務継続計画策定後もPlan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点に基づくPDCAの循環による継続的な改善を図ることが、業務継続計画の実効性を高めていくこととなります。



佐久市総務部 危機管理課 内線395